

厚岸町水道事業管理規程第2号

庁中一般

関係各所

行政手続に関する押印の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和4年4月1日

厚岸町長 若 狭



行政手続に関する押印の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程

(厚岸町水道事業の公印に関する規程の一部改正)

第1条 厚岸町水道事業の公印に関する規程（平成15年厚岸町水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式及び別記第5号様式中「公印保管者職氏名 印」を
「公印保管者職氏名」に改める。

別記第6号様式中「水道課長 印」を「水道課長」に改める。

(厚岸町水道事業給水停止に関する規程の一部改正)

第2条 厚岸町水道事業給水停止に関する規程（平成30年厚岸町水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中「印」を削る。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。